

第2回新城市総合計画審議会 会議録

日 時：平成30年7月24日（火）午後3時～午後4時25分
場 所：新城市役所 4階 4-3 会議室

出席者：審議会委員10名（欠席4名）、事務局4名

1. 開会

審議会の会議録署名人を2名指名した。

2 会長あいさつ

皆さんこんにちは。第2回新城市総合計画審議会となりました。大変暑い中ですけれども、市長からいただいた諮問について慎重に審議を進めてまいりたいと思います。

本日は基本構想（案）についての検討を進めてまいります。基本構想は総合計画の中でも最も骨格となる部分で、大まかな方向性というものをここで確認していくという作業になります。この基本構想の中には本日は前回の確認と合わせて土地利用構想や地域経営等について、徐々に皆さんにご意見を賜った内容を具現化していくといった作業になってまいります。

短い時間の中でありますけれども、本日もそれぞれの立場から活発な意見をお願いします。

3 協議事項

(1) 基本構想（案）について

- ・ 前回からの修正点について
事務局より資料に沿って説明。

【質疑 ナシ】

- ・ 土地利用構想について
事務局より資料に沿って説明。

【質疑応答】

委員)

重点的な取組みの中で自分の勉強不足か、スッと入ってこないところがありまして、「二地域居住者」という言葉がありますが、これってどういう意味か教えていただけますか。皆さんはお分かりになりますか。

事務局)

普段は都市部で就業等をされている方でも、例えばこちらの方に家と土地を持っていて週末に帰ってきてという方になります。

委員)

家はこちらにあるけれども普段の生活圏は都市部であってという方ですね。

事務局)

はい。畑や土地の管理をしたり、地域のお役を務めたりする方になります。

委員)

結構使われる言葉なのですか。

事務局)

そうですね。国でも前回に関係人口という話をさせていただきましたが、そうしたのものにも位置付けられております。

委員)

そうはいつでも、いきなりこうして出てくると少しわかりづらい言葉ですので、注釈をつけなければいけませんね。

事務局)

はい。

委員)

土地利用構想のところで、一つは3行目の「土地の流動化を図り」とありますが、これはどういった意味なのか教えてください。ただ漠然的に意味はどういう意味なのか教えてください。

もう一つは、「広域交通網の要衝となったメリット」というのは具体的にはどのようなものなのか、教えていただけるとありがたいです。

事務局)

「土地の流動化」については、その前の宅地化やというところから続いており、宅地化というのは空地ですとか、例えば耕作放棄地などを家にする宅地化など、こうしたことを実施することによる土地の流動化、いわゆるマーケット化、土地の流通、土地を動かすイメージで書いています。

委員)

要するに、空き地であったところを宅地にしたりだとか、あるいは農地を宅地にしたりだとか、あるいは農地を工業用地にしたりするということで、そうした意味合いを含めて自由に行えるようにしていくということですね。

事務局)

そうです。それから「広域交通網の要衝」というのは、新東名高速道路の新城インターチェンジのオープン、それから今後10年を見据えたときに三遠南信自動車道の整備、それから例えばスマートインターの設置も考えています。それから豊川インターに延びる151号線の整備もこの計画期間中にできるということで、南と北をつなぐ道、それから東と西をつなぐと、そうしたいわゆる結節点に新都市がなったということを表した思いです。

委員)

よくわかりました。

委員)

どうして文書にするとわかりにくくなってしまうのでしょうか。今のご指摘を踏まえて一読してわかるようにしていただきたい。

委員)

たくさんの要素を抽象化された文言の中に入れようとしてしまうため、わかりづらくなってしまいます。

事務局)

わかりやすくするよう検討します。

委員)

冒頭、新都市の地目別の土地利用面積の説明がありまして、過去6年間の趨

勢を紹介していただきましたが、このことから見えてくる課題と、それからそれを踏まえた構想と、つながりがあると説明をしていただいたと思うのですが、このあたりの連続性というのが図られている構想となっているのかどうか、市としての構想の描き方の方針を確認したいという点がまず第1点です。例えばその中で土地利用構想は大きく3つのパラグラフがあって、それぞれ柱建てになっているとおっしゃられました。例えば貴重な資源である自然環境や歴史景観の魅力を保全・活用を図る、ここは表現を変えなければいけません、保全と活用ということが、ここではどういう意図として使われているのか、それからこのような自然環境や歴史景観の魅力を保全・活用を図ることでコミュニティや伝統文化を継承していきながら、適正な宅地化や土地の流動化を図り、ニーズにも対応した等々と書いてあります。実はここの意図がよくわからなくて、もう一度ここのところを補足していただくと助かります。

それから、3段目の農業振興地域の整備計画を始めとした様々な土地利用の制限などについても、その必要性やあり方等の検討を通じて、土地利用の可能性を広げます、とこれは規制の緩和をしていきたいということですが、例えば先の地目面積のところで見ると農地については減ってきている。田畑どちらも大幅に減ってきているという現状は、担い手が高齢化して土地の放棄が続いてきて、耕作が継続できないということにある中で、多分そうであろうと思うのです。そうした中で、新たに規制緩和を広げていくことで土地利用、特に農業、農振についての土地利用の可能性を広げるということは大丈夫なのか。集約化をして大規模化をして効率化するという見通しがあるならば、そういう方向性の是非はともかくとして、一度やはり示さないデータとの関係性でどうもそのあたりがはっきりしないのではないかという気がしました。

それから、最後の1点ですけれども、この中で先ほども二地域居住のところ指摘をされた地域拠点の強化充実のところですが、この中で地域中心核という表現があります。これはいわゆる国土形成計画の中でいう小さな拠点にあたるわけですか。先ほど地域中心核という言葉の定義を調べてみたのですが出てこなかったの、これはどういう機能として、地域中心核としての機能を強化とありますが、これはどういう機能を持つものとして、新都市では考えているのか、ここら辺を説明していただけますか。

事務局)

最初の地目別の土地利用面積との相関、描き方は、地目別土地利用面積等の分析が現状まだしっかりとできていません。その相関関係も、委員が言われたとおり担い手不足で継続できない農地や店舗が減り住宅になるといった話は市内では出てきておりますが、それをしっかりと系統付けてこの土地利用構想に落としているということよりは、むしろ市民検討会や団体ヒアリング等でいただいたご意見が中心になっています。市民検討会等では、家を建てたいのに建てられない、いろいろな制限があって難しい。それから、せっかくインターができたのに賑わいが全然出てこない。また、せっかく圃場整備をしたのに、今の農振地域の話もですが、道路を作って配管設備を整え、お金をかけたのにしっかりと使われていない、もったいないと。こういったことを市民検討会等の意見を汲み取るような形で重点的な取組みに落としていったところが、出発点です。

2点目の歴史景観の魅力を保全・活用するという部分でございますが、これ

もいろいろな意見を頂く中で、新都市の自然や歴史景観を守っていききたいという意見が多くありました。そうしたものについては残していこうと、先ほどのふるさと継承のところで、例えば景観条例というものを住民の方が望むのであれば、規制強化といった意味で作っていくのだという保全。それから、自然、スポーツツーリズムですとか、歴史ツーリズムですとか、そうしたものを活用しなければ生きないということで、活用することによって賑わいですとか、交流人口を増やしていく、そうしたまちづくり、土地づくりを進めていくということを意図して書いたものです。

それから、地域中心核については、これはおっしゃるとおりで、国土形成計画にもこの言葉は出てくるものですが、第1次総合計画においても鳳来総合支所周辺、作手総合支所周辺を地域中心核として生活機能、生活機能とは例えば行政機能や金融機能、それから買い物や教育機能を集めて、新都市の中心部に出てこなくても日常生活はそこの地域で賄えるようにしようと、そういう機能を集約しようとする意図の中心核という意味です。

委員)

そうすると、中心核への移動の公共性を何らかの形で、担保していかなければなりません。当然車の運転が難しくなる世代、当事者がこれから生まれてくることとなりますので、拠点の強化をするという方向性としてはいいと思えますけれども、拠点と各集落を結ぶというその辺の配慮がどこかで表現されないとまずいのではというところがこうした文書を書くところだと思いますので、今後そのあたりをご検討ください。

事務局)

はい。

委員)

もう一つよろしいでしょうか。今度は土地利用の重点的な取組みの見出しのところで、「定住促進」「にぎわい創出」「地域拠点の強化充実」この辺はいいのかなと思いますが、「ふるさと継承」意味は分かるのですが、こういう言葉でいいのかなと疑問に思ったことと、「安全安心」、土地利用の安全安心ということで、適正な規制と誘導が安全と安心だということですが、もう少しこの辺のご説明をお願いします。

事務局)

見出しについては上の三つと下の二つの書きぶりが目的と土地利用の結果や手段とごちゃ混ぜになってしまっていると思いますので、こちらの表現は修正させていただきたいと思います。

委員)

市民の皆さんからすると、委員がおっしゃられた安全安心のところですが、安全と安心とは意味合いが違い、安全というのはシビルミニマム的なもので、安心というのは非常に主観的なもので、簡単に言うと安全というのはガードレールを作ったり、ミラーをつけたりするなどみんなが安全に暮らせるようにするインフラであって、安心というのは主観的なもので、新都市は安全安心で通されていますか。市民の皆さんは安全安心ですか、それとも安心があっただけで安全ですか。安全安心ですね。これでいいですね。第1次総計ではどのように扱っていますか。これについてこだわりを持たれる方がいるので。それによって若干書く内容も変わってきますので。

事務局)

第1次総計も安全安心です。

委員)

それで結構ですので、ここは自然災害に備えて防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図るというところは、安全にかかると。安心というのは生活者一人ひとりのとらえ方が様々なので、市民の皆さんに求めるということも実は書いていかなければならない。そのあたり、この間のヒアリングでいただいたアイデアがあれば案として示すのも良いかもしれません。行政側が提供する公共サービスとしての安全ということ以外に、例えば地域の活動として協力をして住民の安全をあるいは助け合いを実施する。防災訓練の充実・強化を図ったり、集落が個人の生活の中で促していく部分というのも場合によっては、この土地利用の中では必要な部分があるかもしれません。

委員)

定住促進のところの「つながる市民（ひと）」の移住定住を呼び込む付加価値の高い住宅や複合住宅の整備・誘導を進めるというところですが、そもそもつながる市民と前ページにも観光客から通勤・通学、そしてふるさと納税と、非常に多岐にわたっていると思いますが、土地利用という視点に戻ると、そのつながる市民がライト級なのかヘビー級なのかかなりラダー、階層が、すみわけが何段階かできると思われまして、それによってニーズが多様化されることにより、付加価値の高い住宅を作るにしてもライフスタイルとか、それぞれ暮らし方とかいう形が非常に多様化しているので、構想の段階ですのでこういった表現が可とされるのであればそれでいいのですが、次のステップにおいてはもう少しラダーとといいますか、何階層化で引き出しをつけると言いますか、引き出しをつけると市民の方もわかりやすいのかなど。又は観光客とか関係人口といわれる定住人口と交流人口の間のライト級、ヘビー級のすみわけを新城流のものを作っておくべきかと思いました。次のステップのお話かと思いますが。

委員)

(2)の土地利用構想の3つの段落を先ほど説明をいただいて、どうしても先ほどの話の暮らしの場と広域交通網のメリットを生かすと、土地利用の制限の規制緩和をするとその3つの方向性が出てくるとなると、そのあとに出てくる取組みでどこがどう生かされているのかということが気になってしまいました。見ようによっては一つ、二つ、全部が関係性がしっかりこないところもありましたが、話を聞いていましたら、むしろ重点取組みの方から、市民から吸い上げていく。満足を分かち合っていることから生きていけるのだという話を聞くと、なんとなくそうなっているのだとわかりますけれども、できればわかりやすくできればいいなと思います。具体案はないのですが。

委員)

先ほどの土地利用面積の宅地のところに工業用地も面積に入るわけですよ。例えば、25年度から29年度までの4年間で工業用地の面積が58ヘクタール増えていますが、これは市で企業誘致をするために整備された土地ということですか。それとも個々の小さな町工場のような工場になるのですか。

事務局)

そうしたことも含めてになりますが、大きいのは県の企業庁が開発をした8名の工業団地です。年度ははっきりとわかりませんが、そうしたものの集計に

なります。

委員)

そうしますと、定住促進のところで企業誘致に伴う従業員やつながる市民とありますが、例えば企業誘致に対しては県の団地があるよと、企業誘致についてはここでは触れずに、企業誘致という言葉だけで、例えば市の将来構想でどのような企業を誘致するからこれだけの人が働けるのだよと、そうすると住む人がこれぐらいは新城でという話がないかと、それが定住だと思ふのです。今のところでは企業誘致や産業創出に伴う従業員が増えるよということですが、どうしたら増えるのというところが私は読めていないので、住む人住む人だけを考えているので、工業団地であるとか、あるいはまことしやかな噂でインターの近くに企業が来るのではというのがありましたね。意外と市民はどこそこの企業が来るかもしれないということに敏感にしております。ある展望のもとにあると、企業が来てくれるなら住む人も増えるよねという希望や夢かもしれませんが、そういった企業誘致と定住ということが具体的にあるといいですね。

委員)

構想であってもある程度読んでいて理解が進まないような表現はまずいというか、これから検討をしていただき、土地利用構想と重点的な取組みの関係性がこの文書からでは読み取れないといった意見もありましたので、そのあたりの連続性といいますか、構想を具現化するために何が重要なのかというくだりで書かれていると思いますが、それにしても構想で描かれている3つの柱がこの重点的な取組みの中に入っているのか入っていないのか、それが読み取れないのでは困りますので、そのあたりはもう一度検討するというところでお願いいたします。

- ・ 地域経営・まちづくり協働の考え方、行政経営の基本的な考え方について事務局より資料に沿って説明。

【質疑応答】

委員)

難しい言葉があると思うのですが、3番の下の方にある「包摂的な社会」とありますが、あまり使われていない言葉ですが、これはどういった意味ですか。

事務局)

誰もがお互いに助け合うといいますか、地域に捉われことなくいろいろな方が支え合うことのできるような社会といった意味です。

委員)

そうであるならば誰もが支え合うことのできる社会の形成としてもいいのでは。どうして包摂的という言葉が使われたのか、国の文書にもあるので使われているということですか。

事務局)

はい。

委員)

それからその上の地域経済循環の創出のところで、新たな循環手法を生み出しということ、まだ生み出されていないのだけれども、新たな循環手法というのはどういうことをイメージされていますか。

事務局)

市長のマニフェストの中で年金経済の実態調査というものを始めており、高齢者の方がどういった年金の活用ですとか、困りごとに対して例えば年金の一部を提供してファンドのようなものが生み出せるのかどうなのかといった調査を始めました。

委員)

市長マニフェストも踏まえているということですか。

事務局)

はい。

委員)

次のページの重点的な方針の経営資源の磨上げと発掘・創出のところで、経営資源というのは「財源」、「人材」、「組織」、「情報」と書いてありますが、これが経営資源ということにこれは間違いないですか。

事務局)

はい。事務局といたしましてはこれからの経営資源としてここに掲げさせていただいた「財源」、「人材」、「組織」、「情報」と考えております。

委員)

これは一般的にはこうしたものが考えられているのですか。

事務局)

他の自治体も参考にさせていただいていますし、第1次総合計画でもこの4つを経営資源と位置付けています。

委員)

行政経営のところですが、今の経営資源のところにも関わってくるのですが、重点的な方針のレベル、階層といいますかそのラダーといいますか、そこを少し教えていただきたいのですが、私共は民間の企業ですので、経営資源は経営戦略、行政戦略と言っていいのかわかりませんが、例えば経営資源の有効利用、我々三種の神器といいますか、経営資源の有効利用だったり、環境変化への適応、差別的優位性の確保みたいなのが、経営資源という題目で来ると3つが大区分となるもので、例えば一つ目はまさに経営資源の有効利用の話だと思いますし、二つ目の行政経営プロセスの転換・再構築というのは環境変化に適合するためのワンオブゼムなのかと思いますし、圏域内の話はむしろ差別的優位性の確保というところで、新城の地域資源を生かしたこれもワンオブゼムの話かと思います。これ階層が舞台であったり、抽象的というのか、ここが気になりました。

委員)

地域経営のところで、段落が3段ある一番下の文で「まちづくりの担い手となること」が」という主語で、まちづくりの担い手となるのは行政ではないですよ。地域の中のまちづくりの担い手となること、仕組みを整えますというつながりがわかりにくい文書となっています。言葉として意味は分かるのですが、文書としてどうなのでしょう。市民がまちづくりの担い手となることに、として行政が仕組みを整えますというような流れに修正をいただければ。

事務局)

修正文を考えます。

委員)

今言われたところの成果が実感できる仕組みを整えますというのは、行政が手助けをするということによろしいのでしょうか。

事務局)

はい。

委員)

私も同じところで、負担や苦痛を感じることなく、自らの意思で楽しく健康的に活動できる環境というのは素晴らしいことであると思っておりますが、土地利用のところでもそうでしたが、ここの考え方・構想が、重点的な方針として具体的にどこに落ちているのかというと、ちょっといまいち、自ら積極的に楽しく健康的で活動できる環境を作るための重点的な方針とはどれかなと思いました。それはどこかイメージされている部分がありますか。

事務局)

一番最後の包摂的な社会の形成のところ、最初に市民のだれもがと記載をさせていただいていますが、こうしたところと連携ができればと今意見をいただいておりますので、修正をさせていただければと思います。

委員)

あと、4番のところですが、私も全くわからない中で申し上げさせていただきましたが、経営資源の磨上げと発掘・創出のところ、「財源」、「人材」、「組織」、「情報」の基本的には最適配分と投入、もしくは新たな資源の発掘ということですけども、なかなか実効性の観点からいくと、どれだけこれが実効性があるのか。けっこう簡単ではないのではないかという感覚があるのですけれども、それは何か具体的にこういうことをやってというイメージは少し持っていらっしゃいますか。

事務局)

今ここでこのような方針を述べて、これをさらに具体的にすることを基本計画、この構想の下の方で考えていきたいと思っておりますので、それは前回少し説明をさせていただいた庁内プロジェクトチームで具体化している作業をしていますので、それはまた説明をさせていただきます。

委員)

4番の行政経営のところ、「経営資源の制約を前提」とうたっておりますが、経営資源の範囲ですとか優先順位という意味がこの中にはあるということですか。

事務局)

はい、そうです。

委員)

3番の地域経営・まちづくり協働のところ、これは質問というよりはそれぞれが共有をする、認識を持つ必要があると感じたところですが、この総合計画で地域づくり、まちづくりというのを自治区単位を基本単位で取り組んでいくというものにするのであれば、地域福祉計画であったり活動計画、また今地域づくりというのは高齢者の部分がかかなり重点を占めている部分があり、新城市としては、こうした単位で取り組んでいくということが明確にこれであることが、自分たちもこの単位を中心に自治区と協働しながら取り組んでいかなければというところが見えてくると思うので、まず、基本のベースというものがここで示されるというのは、わかりやすいと感じました。

委員)

これ「地域経営・まちづくり協働の考え方」と書いてありますが、まずこの基本構想の中の地域経営とはどういう意味合いで使うのかなというところを少し整理しようと思います。というのは地域経営とは地域に暮らす住民や事業を営む企業、さらには非営利団体などが行政と協力・連携しながら地域の課題を解決し、地域をよりよくしていくための取り組みだということだと思いますが、地域経営という言葉を使う以上はどのような内容にしておくかということ整理しておく必要があります。

地域経営ということにとって重要な条件が行政経営の場合の条件と重なる部分が相当多いと思いますので、その辺は意識して書いたほうがいいと思います。行政経営の場合は経営資源としての「財源」、「人材」、「組織」、「情報」ということですが、地域経営においても基本的には重なる部分が非常に大きいです。そうしたことから、例えばここでいうと組織としての地域自治体があるし、財源としても自らがお金を出して地域経済をもう一度新たな仕組みで作り出していこうと。そして人材というところでは、包摂的な社会の形成というところで新たな絆を作ることによって、これまでなかなか参加の機会を期待されていなかった人たちが地域福祉計画や実施計画などの関係もあって、参加の道が開かれて、地域の大変重要な存在となってもらいたいというところがあります。

ですので、そうして読み込んでいくとわかるのですけれども、なるべく意識して地域経営というところと重点的な方針との関係性を描いていただきたいと思います。方向性としては合っていますが、パッと読むとこの関係性が読み取れないところがありますので、注意をしていただきたい。

それから、4の行政経営の基本的な考え方の一番最後の圏域内・圏域間連携の推進と書いてありますがけれども、これもこれから意見を聞いて内容を充実させていくことだと思いますけれども、これをパッと見ただけでは何を重点とするのかよくわからないので、重点的な方針として枠組みは分かるけれども、枠組みを作って特に何に力を入れていくのか。特に行政上、例えば医療なのか、それとも観光のことなのか、新城のこれからを考えたときに圏域内・圏域間連携を通じてどういう行政課題というものを連携して解決していくために資源の最適利用を図るのか、ここは具体的な指摘がないと困るところです。

- ・ 5施策の体系について

事務局より資料に沿って説明。

【質疑 ナシ】

会長)

本日の会議全体を振り返って他にご指摘があればお願いします。

委員)

土地利用構想のところの土地利用の重点的な取り組みで、5つの題がありますが、私ども製造業で30数年叩き込まれていることは、安全第一、まずは従業員の安全確保ということと、品質確保、これはお客様に対して信頼を得ることということと、最後に生産性をあげてコスト低減を図って利益を上げよ、ということ言われ続けてきました。そうしたことから、冒頭に言われた通り市民が減少してくることからしても、新城市は安全なところだよというところを最

優先にさせていただいて、安全安心から始まった方がよいのではと思います。記述の順番として、市民の安全安心が第一にということであれば最初に来るのが自然ではないのかと思います。

委員)

全体的に見ると1番に将来像で、2番にまちづくりのフレーム、このまちづくりのフレームの中に(1)として将来人口の設定があって、(2)として土地利用構想があって3番として地域経営・まちづくり協働の考え方があって、4番で行政経営の基本的な考え方となっていますが、私が思ったのは2番のまちづくりのフレームというのは、将来人口の設定と土地利用構想ということになりますよね。まちづくりのフレームというのは、人口がどのようになっていくのか、土地をどのようにしていくのか、ということだけではなくてもう少し何かあるような気がするのですが、どうしてこれ2つだけにしたのですか。第1次総合計画ではこのようになっていたのですか。

事務局)

そうです。正確に申し上げますと第1次総合計画では、まちづくりのフレームということで一つにはせずに、将来人口、土地利用の方向と分けております。

委員)

まちづくりのフレームというと、そこにおける人間がどのようにかかわっていくのかだとか、どのような産業を創出していくのかだとか、あるいは交通網がどのようになっていくのかだとか、こうしたこと全部含めてまちづくりのフレームかなと思ったのですが、まちづくりのフレームが将来人口と土地利用だけでまとめていいのかなと思います。

事務局)

すみません、訂正をさせていただきます。正確に申し上げます。第1次総合計画は、市の将来像と将来目標という項目があります。(1) 将来像、(2) 将来目標、ア将来人口、イ土地利用の方向となっています。

委員)

そのあとはどうなっているの。

事務局)

ここでこの項目は終わっておりまして、分析に入っていきます。

委員)

それでは例えば、地域経営・まちづくり協働の考え方だとか、行政経営の基本的な考え方というのは第1次にはなかった。第2次で新しく作ったのですか。

事務局)

先ほどの分析の後に、6 将来像を実現するための基本戦略となります。この中にあります。

委員)

最後の5番の施策の体系というのもそちらに入ってくるのですね。書く順番を少し変えた。

事務局)

はい。

委員)

検討課題を進めていくと、改めて見直すと今委員が指摘されたような、表現からしてしっかりこないようなところが見えてきますよね。今日改めて、まち

づくりのフレーム、フレームということは枠組みということです。枠組みと考えますと普通はまちづくりの枠組みだから、空間、対象、土地ということだけでなく、この新城の場合はまちづくりの枠組みの中には、人のかかわり方というところも非常に重要なポイントとしてこれまで扱ってきました。まちづくりの枠組みを行政が公共を担うということではなく、公共活動の社会化というように今日言われるように、公共活動は行政が行いサービスを生み出すだけでなく、ここの2ページにあるように、地域の自治区、あるいは行政区や企業や非営利団体といった新たな主体というものが自ら参加をして、取り組みながら支え合って作っていくのもまちづくりの枠組みとして考えていかなければいけないような気がします。

そうすると、ここでまちづくりのフレーム、枠組みというのは景観や土地のことだけで本当にいいのかですとか、今日話を聞いていると、3番のところも入ってくるのではないかと思えてなりません。

その辺は、問題提起があったということで検討をしていただければということで、次回にまた提案していただければと思います。

委員)

検討をお願いしたいと思います。今のまちづくりのフレームの6行目の生産年齢人口の減少を補うためということで、第1に外国人労働者の受け入れ、ときているのですけれども、今回の新しい第2次の総合計画では元気な高齢者の活躍ということがあると思いますので、1番目にこれが来るといいと思いますが、検討をしていただければと思います。それで女性が2番で、もちろん外国人労働者を受け入れていかなければなりません、最終的なほうが良いのかなと思います。

委員)

同じところで、外国人労働者よりも外国人就労者と表現を変えたほうが良いかと思います。

会長)

今の指摘を受け、ここの段落を読むと、人口減少社会において経済成長を続けるにはというのが、果たして新城のまちづくりのフレームを考える上で適切なかどうかちょっと考える必要がありますよね。この辺りは事務局に指摘させていただきます。

皆さんも、今すぐ具体的な指摘がなくてもこの後でも結構ですので、事務局にお届けしていただいてもよろしいかと思います。

やはり基本構想で重要な部分は、新城市のこれからのまちづくりの方向性とか柱建て、というものを間違えなく示すことだと思いますので、そうした視点に立った記述がなされているか、あるいは、読みやすさが担保されているかどうか、皆さんの日頃の生活、仕事上から気づいた点をご指摘いただければと思います。

以上で本日の協議事項を終えます。

事務局)

次回の開催日について欠席者との調整もさせていただき、多くの方が出席できる日程で調整させていただきます。

閉会 午後4時23分

上記を第2回新城市総合計画審議会の議事録として確認した。

署名 _____

署名 _____